

事件性に関する新証拠の明白性が否定された事例（大崎事件第 4 次再審）

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第三小法廷

【裁判年月日】 令和 7 年 2 月 25 日

【事 件 番 号】 令和 5 年（シ）第 412 号

【事 件 名】 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件

【裁 判 結 果】 特別抗告棄却

【参 照 法 令】 刑事訴訟法 435 条 6 号

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25621990

九州大学教授 田淵浩二

事実の概要

昭和 54 年 10 月 12 日午後 8 時 20 分頃、酒に酔った D が自転車ごと側溝に転落し横たわっていたので路上に寝かせているとの連絡を受けた G は、H と共に軽トラックで D を迎えに行き、一人で立っていない状態の D を荷台に載せ、午後 9 時頃、D の自宅まで搬送した。その後 D の所在は分からなくなり、同月 15 日からは警察も加わり捜索を開始したところ、同日午後 2 時近くに自宅の牛小屋の堆肥の中から死体で発見された。同日、司法解剖を行った結果、扼殺による窒息死と推測されたことから、殺人・死体遺棄事件として捜査が開始した。警察は翌 16 日から同じ敷地内に暮らす D の兄弟の B と C の事情聴取を開始した。両名は当初は関与を否定したが、18 日に自白に転じたため、同日、警察は両名を殺人及び死体遺棄で逮捕した。同月 27 日には C の長男 J も死体遺棄に加わったとして逮捕された。警察は、B の妻の A（＝再審請求人 P 2）が D の生命保険を得る目的で犯行を首謀したのではないかと見立て、取調べを行った。B らは当初は A との共謀を否定したが、同月 29 日に B と J が A との共謀を認めたことや、同日、C の妻の K から A と C が D 殺害を共謀しているのを目撃したなどとする供述が得られたため、同月 30 日に P 2 を殺人・死体遺棄により逮捕した。C も 11 月 6 日には A を含めた共謀を認める供述が変わった。これに対し、A は捜査から公判まで一貫して事件への関与を否認した。なお、B、C 及び J（以下、「共犯者ら」と記す。）には知的障害

があった。

検察は同年 11 月 7 日に B 及び C を殺人及び死体遺棄、J を死体遺棄により起訴し、続けて同月 20 日に A を殺人及び死体遺棄により起訴した。共犯者らの事件と A の事件は同じ部において分離して審理された。鹿児島地裁は昭和 55 年 3 月 31 日に全員を有罪としたが、動機は保険金目的ではなく日頃から迷惑をかけられていた D に対する怨恨と認定し、A を懲役 10 年とし、共犯者らもそれぞれ実刑に処した。A は最高裁まで争ったが、昭和 56 年 1 月 30 日の上告棄却により有罪が確定した。共犯者らは控訴しなかったものの、服役中に自白は虚偽であることを訴え、自らの関与を否定するようになった。A は平成 2 年に刑期満了により出所後、平成 7 年 4 月に再審請求を行った。C は既に昭和 62 年に死亡していた。B は A と離婚後、平成 5 年に再審請求することなく死亡した。J は平成 9 年に再審請求を行ったが、審理係属中の平成 13 年に自殺した。

P 2 の第 1 次請求では、①死因は絞殺ではないとする新鑑定、②旧供述を全面撤回する内容の K 新供述、③犯行への関与を否定する共犯者らの新供述などが新証拠とされた。死体解剖を行った Q も補充鑑定書を提出し、当時は自転車の転落事故について知らされないまま、死体発見状況から他殺との予断をもって鑑定したことを認め、頸項部に作用した外力によって窒息死したものと想像するとの供述を撤回した。請求審は、新鑑定による旧証拠の動揺を認め、新旧証拠の総合評価を行った上で、共犯者らの自白や目撃供述の信用

性を否定し、再審開始を決定したが（鹿児島地決平 14・3・26 判タ 1207 号 259 頁）、即時抗告審により取り消され（福岡高宮崎支決平 16・12・9 判タ 1210 号 86 頁）、特別抗告も棄却された（最決平 18・1・30 判時 1210 号 84 頁）。

平成 22 年 8 月に P 2 による第 2 次（及び長女による B の第 1 次）請求が行われた。第 2 次請求では、①共犯者自白の犯行態様が客観的事実と矛盾することを明らかにするための鑑定や検証、②共犯者らの自白が体験を語ったものでないことを明らかにするための心理学鑑定が新証拠とされたが、請求は認められなかった。即時抗告審では、検察官がそれまで存在を認めてこなかった証拠の開示が行われたが、再審にはつながらず、平成 27 年 2 月 2 日の特別抗告棄却決定により手続は終結した。

平成 27 年 7 月に P 2 による第 3 次（及び長女による B の第 2 次）請求が行われた。3 次請求の主な新証拠は、①本件は絞殺でなく事故死の可能性が高いとする法医鑑定（P 14 鑑定）と、②請求人が J と死体遺棄を共謀するのを目撃したとされる K の供述は体験記憶に基づかない情報が含まれている可能性が高いとする心理学鑑定（P 10・P 13 新鑑定〔2 次請求でも共犯者供述の鑑定を実施〕）であった。請求審は、いずれの鑑定にも旧証拠の減殺力を認め、総合評価によって新証拠の明白性を肯定し、再審開始決定を言い渡した（鹿児島地決平 29・6・28 判時 2343 号 23 頁）。検察官の即時抗告に対して、高裁は、心理学鑑定の証明力を否定する一方、法医鑑定による旧証拠の弾効が旧証拠全体に及ぼす影響をより重視し、結論を維持した（福岡高宮崎支判平 30・3・12 判時 2382 号 77 頁）。これに対し検察官による特別抗告の申立てがあり、最高裁第三小法廷は適法な抗告理由に該当しないとしつつも、職権で原決定及び原々決定を取り消し、再審請求を棄却した（最高決令元・6・25 判時 2422 号 108 頁・判タ 1462 号 25 頁）。

令和 2 年 3 月に P 2 による第 4 次（及び長女による B のための第 3 次）請求が行われた。第 4 次請求においては、(1) D の死因は自転車の転落事故により致命傷を負った後、適切な処置が施されなかったことによるものである可能性が高いとする救急救命専門医の鑑定（P 4 鑑定）や、D を自転車の転落事故現場から自宅まで搬送した G 及び H の供述の信用性に関する心理学鑑定（P 7 及び

P 10・P 11 鑑定）が新証拠とされた。これに対し、裁判所は請求を棄却し（鹿児島地決令 4・6・22 判時 2597 号 91 頁）、即時抗告も棄却されたため（福岡高宮崎支決令 5・6・5 判時 2597 号 70 頁）、特別抗告が行われた。

決定の要旨

1 各確定判決の認定の主たる根拠について

「確定記録及び P 2 の第 3 次再審請求に関する特別抗告審決定（……）等によれば、各確定判決の認定の主たる根拠は以下のようなものであり、客観的状況から推認できる事実と、B、C 及び J の各自白、K の目撃供述並びに生きている状態の D を D 方の土間に連れ帰った旨の G 及び H の各供述があいまって、犯行に至る経緯及び罪となるべき事実が認定されていると解される。……」

2 新証拠について

(1) [1] P 4 鑑定について

「P 4 鑑定は、D の死体の状況からは、その指摘するような死因や態様で D が死亡した可能性があることは否定できないという限度で、その証明力が認められるにとどまると考えるのが相当である。……他方、各確定審に提出されていた Q 旧鑑定は、単独では死因を積極的に推認し得るような証明力を有しておらず、各確定判決は、客観的状況から推認できる事実や、B、C 及び J の各自白、K の目撃供述、G 及び H の各供述等を併せて、前記第 1 の 2 記載の罪となるべき事実を認定したものと解される。そうすると、前記の限度で証明力が認められるにとどまる P 4 鑑定によって、直ちに各確定判決の認定に合理的疑いが生じるとはいえない。……」

加えて、仮に所論が主張するように、P 4 鑑定を根拠として、D が D 方に到着した時点で既に死亡していたとすると、関係証拠から認められる……客観的状況に照らし、事実上、D の死体を堆肥中に埋めた者は、最後に D と接触した G 及び H 以外に想定し難いことになる。しかし、G 及び H は、D が道路に寝かされていると知らされ、P 2 にあらかじめ電話で連絡をした上で、善意で D を D 方まで連れ帰ったものであって、G 及び H が D の死体を堆肥中に埋めるという事態は、本件の証拠関係の下では全く想定できない。…

B、C及びJの各自白並びにKの目撃供述は、相互に支え合っているだけでなく、以上のような客観的状況等からの推認によっても支えられ、これらの信用性は相応に強固なものといえることができ、P 4 鑑定を踏まえ総合考慮しても、これらの各自白及び目撃供述に疑義が生じるとはいえない。……」

(2) [2] P 7 鑑定及び [3] P 10・P 13 鑑定について

「P 7 鑑定及びP 10・P 13 鑑定は、……いずれの鑑定も、供述の信用性を直接的に判断するものではなく、裁判所が供述の信用性を判断するに当たって考慮すべき可能性を指摘するという位置付けにとどまる性質のものであることは、各鑑定自体がその旨言及しているところであり、その検討の過程をみても、他の関係証拠の内容や、供述自体には現れない外在の事情等を考慮に入れないことなどからすれば、本件において、これらの鑑定は、分析の対象とされた供述の信用性を直ちに減殺又は増強させるようなものとはいえない。……」

3 結論

「以上検討したところによれば、本件各再審請求において提出された各新証拠を併せ考慮してみても、各確定判決の有罪認定に合理的な疑いを生ずる余地はないというべきである。したがって、新証拠はいずれも各確定判決の認定に合理的な疑いを生じさせるものではないという原々決定を是認した原決定は、正当である。」

(宇賀裁判官の反対意見あり)

判例の解説

一 本決定は大崎事件第4次再審請求特別抗告審決定である。多数意見は、第3次請求特別抗告審決定等の判断枠組みに依拠した上で、新たに提出された証拠を踏まえても結論に影響しないと述べており、第3次請求特別抗告審決定に対する解説に特段付け加えるべきことはない。もっとも、今回、新旧全証拠の総合評価に踏み込み新証拠の明白性を肯定した反対意見が付されたことは、特筆に値する。

二 新証拠が確定判決の事実認定に合理的疑い

を生じさせるか否かは、新証拠だけから判断するのではなく、新旧証拠の総合評価により判断すべきとの考え方が通説化している。総合評価とは、もし確定前に新証拠が提出されていたら同じ事実認定に至っていたかという視点からの判断であり、裁判官自らが新証拠を加えて旧証拠の証明力を再評価する作業が欠かせない。再評価すべき旧証拠の範囲については、留保を付けずに全証拠と記述している判例（参照、最決昭50・5・20刑集29巻5号177頁、最決昭51・10・12刑集30巻9号1673頁、最決平9・1・28刑集5巻1号1頁）と、新証拠の「立証命題に関連する」という限定を付している判例（最決平10・10・27刑集52巻7号363頁、最決令元・6・25判時2422号108頁・判タ1462号25頁、最決令3・4・21刑集75巻4号389頁）がみられる。新証拠に旧証拠を弾劾できる証明力があることを条件とした上で、全旧証拠を再評価して新証拠の明白性を判断すべきとの説明も有力である（第3次請求即時抗告審の判断方法はこれに該当）。この点、捜査機関がどの証拠を収集するかは事件の見立てにより変わることで、事実認定において一つの有力な証拠から得られた心証は全体の証拠評価にも影響を及ぼすことを踏まえれば、新証拠によって影響を受ける旧証拠の範囲を立証命題という形式基準で画することは適切でなく、まず確定判決を支えた旧証拠全体を分析した上で、新証拠によって影響を受ける旧証拠の範囲を見定めるべきである。

三 大崎事件は死体遺棄事件であり、客観的状況からすれば、死体を遺棄できる現実的可能性のある者は、同じ敷地で暮らす親族か、被害者を自宅まで搬送した者のいずれかに限られていた。そして、搬送者に殺人の動機を見つけることは難しかったことから、司法解剖により死因は絞殺であるとの推測が行われたことが、親族間の事件として捜査を進める重要な契機となったといわなければならない。加えて、比較的早期の段階で共犯者らの自白が得られたことで、親族による殺人を確信するに至り、犯行動機を探る捜査が進む中で、P 2を主犯とする殺人事件へと自白が変遷して行った。共犯者らは公判中も罪を認め、またP 2も殺人であることを前提に自らの関与のみを争った。そのため、絞殺であることは争点にならないまま有罪判決が確定した。司法解剖の所見から

は絞殺と判定できないことが判明するのは、第1次請求に至ってからである。判決理由中では解剖医の鑑定は事件性に関する証拠の一つに過ぎないものの、捜査過程で当該鑑定が重要な役割を果たしたことは明らかである。なお、事件性に関する他の証拠について、殺人でなくても死体遺棄は考えられるため、死体遺棄の事実は殺人の状況証拠でしかない。また、K供述は伝聞であって、共犯者らの自白の信用性に関する補助証拠にしかならない。そして、新証拠により絞殺とはいえないことが判明した以上、共犯者らの絞殺の供述こそが事件性の認定を支える決定的証拠ということになる。ところが、確定以前には絞殺を認める共犯者らの供述の信用性は争点になっていなかったのであるから、新証拠の明白性判断に当たっては、共犯者らの自白中の絞殺に関する供述の信用性の検討作業は欠かせないはずである。加えて、搬送した時に既に死亡していたとの証拠がなければ、その時点でDは自力で起き上がったとの搬送者の供述は信用できるという関係にもない。加えて、搬送した時に既に死亡していたとの証拠がなければ、その時点でDは自力で起き上がったとの搬送者の供述は信用できるという関係にもない。

四 実際に第1次請求審は、目撃者や共犯者供述等の旧証拠を再検討し、いずれの信用性も否定した上で、新証拠の明白性を肯定した。これに対し、即時抗告審は逆の結論をとった。即時抗告審の決定書には、原決定が関係者の供述の信用性を否定すべき根拠に掲げた諸事情は原一審の段階で明らかになっていた点であり、それを踏まえて確定判決が行われたはずであるとの指摘が複数箇所みられるが、絞殺であることについては再審請求に至って疑問が生じたのであるから、再評価を避けたといわざるを得ない。第3次請求の請求審や即時抗告審も共犯者らの自白の信用性を否定した上で再審を認めた。これに対し、特別抗告審決定は、共犯者らの各自白及び目撃供述は大筋で整合しており、また被害者を搬送した2名の供述もこれを支えているということしか語っておらず、逆転不開始とするに足る説明を欠いていた。この点は本決定の多数意見の説明も同様である。

これに対し、反対意見の骨子は次のとおりである。(1) P 4 鑑定は、各確定判決の証拠構造全体を動揺させるものであるから、新旧全証拠の総合

評価を行う必要があると考える。(2) P 7 鑑定とP 10・P 13 鑑定によっても、G及びHの各供述のうち、D方到着以後の部分についての信用性が減殺され、新旧全証拠の総合評価を行う必要性が生ずると考えられる。(3) 新証拠により、D方に到着した時点以降についてのG及びHの各供述の証明力は、極めて乏しいといわざるを得ない。(4) G及びHの各供述の信用性が減殺されることは、これらの共犯者とされる者の自白の信用性も減殺させる。(5) 頸部圧迫によりDを窒息死させたというB、Cの各自白も、殺人後の死体遺棄を手助けしたというJの自白も、その信用性が減殺されざるを得ない。(6) P 2 の第3次再審請求審における新証拠と今次の再審請求審において提出された新証拠を総合評価すれば、K供述の不自然さは明白といえる。(1)の点は多数意見と対立するものではないが、(2)の心理学鑑定による旧証拠の証明力の減殺を肯定した点や、新証拠の立証命題との関連性を広く捉えた上で、(3)～(5)の再評価に踏み込んだ点が、多数意見との分かれ道となったといえることができる。

五 本件は誰もが殺人事件であることを疑っていなかったものであり、P 2 が殺人事件との前提で否認したことは止むを得なかった。漸く再審段階で事件性を争点化できる新証拠を提出できたのであるから、この観点から全ての旧証拠の評価をやり直すことは、何ら確定判決の軽視には当たらない。不十分な司法解剖により死因に関する最良証拠を失ったことで、被告人らにとって事件性に関する有効な防御の機会が奪われたことに特別の配慮を行うことこそが、再審の役割というべきである。その意味で、少なくとも反対意見が再評価に踏み込んだことには賛同でき、多数意見は反対意見の示した旧証拠の疑問点に言及した上で、新証拠の明白性に関する結論を出すべきであった。

● 参考文献

第3次特別抗告審決定の解説として、中島宏・法時91巻11号(2019年)4頁、拙稿・令和元年度重判解(2020年)176頁、関口和徳・新・判例解説 Watch (法セ増刊)26号(2020年)213頁、中谷雄二郎・刑ジャ64号(2020年)101頁ほか。